

令和2年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長・変更）

要望元：政策統括官付地域作物課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> 加糖調製品								
改正要望の内容		<p>○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第2項</p> <p>○具体的な内容</p> <p>TPP11 協定発効後、関税暫定措置法並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「糖価調整法」という。）が改正・施行され、輸入加糖調製品（20ライン）に課されている関税を引き下げた上で、これを調整金に置き換えて徴収している。</p> <p>TPP11 協定発効後の暫定税率については、TPP11 協定税率に基づき設定しているところであり、糖価調整制度を安定的に維持するうえで、加糖調製品から適切に調整金を徴収しなければならないため、TPP11 及び日 EU・EPA 協定税率の設定状況を踏まえて、令和2年度も暫定税率を延長又は引き下げる必要がある。</p>								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
		別紙参照								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		<p>○施行期日 令和2年4月1日</p> <p>○適用期間 令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日</p>								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>加糖調製品については、平成2年の輸入自由化以降、その輸入量は増加傾向にあった。</p> <p>このような状況の下で、TPP11 および日 EU・EPA 交渉の結果、輸入加糖調製品に関税割当を設定又は関税の削減や撤廃をすることになったため、安価な加糖調製品の輸入が増大し、国内で製造される砂糖の需要の浸食が進行することで、さとうきびやてん菜の持続的な生産基盤を支えている糖価調整制度の安定運営に支障が生ずることが懸念される状況となった。</p> <p>このため、平成29年11月に公表された「総合的な TPP 等関連政策大綱（以下「TPP 大綱」）」において、甘味資源作物について「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象とする。」とされたことから、TPP 大綱を受けて国会に提出され、平成30年6月29日に可決・成立した TPP 整備法において、関税暫定措置法及び糖価調整法が改正され、TPP11 の発効日から、</p>								

	<p>加糖調製品から現行の関税率の範囲内で調整金を徴収し、これを財源として、国内産糖への支援に充当することなどを通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化し、糖価調整制度の安定的な運営を図るよう措置された。</p> <p>TPP11 協定発効時の暫定税率については、TPP11 協定 1 年目の関税割当の枠内税率や関税削減・撤廃税率を踏まえて設定しているところであり、昨年度は、日 EU・EPA の発効時期が確定していなかったことから、2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日の暫定税率は発効時の暫定税率を据え置きすることとなった。</p> <p>② 問題点</p> <p>TPP11 及び日 EU・EPA 協定税率の設定状況に応じて暫定税率を引き下げていくことにより加糖調製品からの調整金収入を確保することを前提に、当該調整金収入を財源として国内産糖への支援に充当すること等を通じて砂糖と加糖調製品との価格差を段階的に縮小していく制度設計がなされているところ。</p> <p>暫定税率を廃止して WTO 譲許税率に戻す、又は現在の協定 1 年目税率に基づく暫定税率が据え置きとなった場合、法改正の趣旨が達成できない。</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>暫定税率を廃止して WTO 譲許税率に戻した場合または協定 1 年目税率に基づく現在の暫定税率が据え置きとなった場合、加糖調製品からの調整金収入を財源として国内産糖への支援に充当すること等により、糖価調整制度を安定的に運営するという法改正の趣旨が達成できない。</p> <p>このため、調整金収入の確保の観点から、協定税率の設定状況に応じて暫定税率を下げていく改正が必要である。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>TPP11 及び日 EU・EPA 発効を踏まえ、今後、毎年関税割当枠の漸増や関税の漸減により安価な加糖調製品の輸入の増大が見込まれることから、TPP11 及び日 EU・EPA 協定税率が下がりきる協定発効 11 年目まで当該協定税率の設定状況に応じて暫定税率を下げていくことにより、現行の WTO 譲許税率の範囲内で適切に調整金を徴収することが必要となる。その後は、情勢をふまえつつ暫定税率を維持し、今後の更なる関税削減に柔軟に対応できるよう措置しておく必要がある。</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>加糖調製品からの適切な調整金収入を確保することで、当該調整金を財源として既存の指定糖に対する調整金を軽減することや国内産糖への支援に充当することなどを通じて、砂糖と加糖調製品との価格差を段階的に縮小していくことにより、国内で生産される砂糖の競争力を強化し、糖価調整制度の安定的な運営を図ることに寄与する。</p> <p>このため、加糖調製品からの調整金徴収後における砂糖の需要量の状況が効果を判断するための定量的な指標となり、TPP11 及び日 EU・EPA 発効による加糖調製品からの輸入増による砂糖の消費量の減少が緩和されることが見込まれる。</p>

	<p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>—</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>暫定税率を廃止して WTO 譲許税率に戻した場合または協定 1 年目税率に基づく現在の暫定税率が据え置きとなった場合、加糖調製品からの調整金収入を財源として国内産糖への支援に充当すること等により、糖価調整制度を安定的に運営するという法改正の趣旨が達成できない。</p> <p>このため、調整金収入の確保の観点から、協定税率の設定状況に応じて暫定税率を下げていく改正が必要である。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>—</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>「総合的な TPP 等関連政策大綱（以下「TPP 大綱）」において、甘味資源作物について「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象とする。」とされた。TPP 大綱を受けて国会に提出され、平成 30 年 6 月 29 日に可決・成立した TPP 整備法において、関税暫定措置法及び糖価調整法が改正され、TPP11 の発効日から、加糖調製品から現行の関税率の範囲内で調整金を徴収し、これを財源として、国内産糖への支援に充当することなどを通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化し、糖価調整制度の安定的な運営を図るよう措置された。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律】</p> <p>輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施。</p>

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>加糖調製品についての暫定税率は、TPP 整備法の一部として、糖価調整法の改正時に併せて関税暫定措置法を改正し、設定されているところ。（昨年度は、日 EU・EPA の発効時期が確定していなかったことから、2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日の暫定税率は発効時の暫定税率を据え置き。）</p>
<p>措置による効果</p>	<p>「①改正によって期待される効果」と同じ</p>

No.	税番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
				基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
18.06	1806.10		【ココア及びその調製品】 チョコレートその他のココアを含有する調製食品 ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)								
1		110	1 砂糖を加えたもの — しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	35%	28.5%	無税	35%	25.8%	無税	29.8%	
	1806.20		その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。)								
2		112	2 その他のもの (1) 砂糖を加えたもの A チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品 — チューインガムその他の砂糖菓子及びしょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	35%	1.0%	無税	35%	1.0%	無税	29.8%	
3		121	B その他のもの — しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	28%	27.0%	無税	28%	25.0%	無税	28%	
	1806.32		その他のもの(塊状、板状又は棒状のものに限る。)のうち詰物をしていないもの								
4		212	2 その他のもの (1) 砂糖を加えたもの — チューインガムその他の砂糖菓子及びしょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	35%	1.0%	無税	35%	1.0%	無税	29.8%	
	1806.90		その他のもの								
5		212	2 その他のもの (2) その他のもの A 砂糖を加えたもの — チューインガムその他の砂糖菓子及びしょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	35%	1.0%	無税	35%	1.0%	無税	29.8%	
20.05			【野菜、果実、ナッツその他植物の部分の調製品】 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍していないものに限るとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く)								
	2005.40		えんどう(ビスマ・サティウム)								
6		191	1 砂糖を加えたもの (2) その他のもの — しょ糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%以上のもの	28%	1.0%	無税	28%	1.0%	無税	23.8%	
	2005.51		さざげ風又はいんげんまめ風の豆のうち、さやを除いた豆								
7		191	1 砂糖を加えたもの (2) その他のもの — しょ糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%以上のもの	28%	1.0%	無税	28%	1.0%	無税	23.8%	
21.01			【コーヒー調製食品】 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物(いっただものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物								
	2101.11		コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品								
8		110	1 砂糖を加えたもの — しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	24%	21.7%	15%	24%	16.9%	15%	24%	
	2101.12		エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品								
9		111	1 エクス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品 (1) 砂糖を加えたもの — しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	24%	1.0%	15%	24%	1.0%	15%	24%	
10		246	2 コーヒーをもととした調製品 (2) その他のもの A 砂糖を加えたもの (b) その他のもの	35%	1.0%	無税	35%	1.0%	無税	29.8%	
19.01			【穀物、澱粉、でん粉又はミルクの調製品及びベークリー製品、各種の調製食品】 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品(ココアを含有するものについては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食品(ココアを含有するものについては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の3%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)								
	1901.90		その他のもの								
11		219	2 その他のもの (1) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食品 A 砂糖を加えたもの (b) その他のもの	35%	28.8%	無税	35%	26.6%	無税	29.8%	
	21.06		調製食品(他の項に該当するものを除く。)								
	2106.90		その他のもの								
12		284	2 その他のもの (2) その他のもの E その他のもの (a) 砂糖を加えたもの ハ その他のもの (i) その他のもの II その他のもの (1) 乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	35%	28.8%	無税	35%	26.6%	無税	29.8%	
20.08			【各種の調製食品】 果実、ナッツその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)								
	2008.99		その他のもの								
13		218	2 その他のもの (1) 砂糖を加えたもの B その他のもの ロ その他のもの	30%	1.0%	無税	35%	1.0%	無税	29.8%	
	21.01		コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物(いっただものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物								
	2101.20		コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品								
14		246	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品								
	21.06		調製食品(他の項に該当するものを除く。)								
	2106.10		たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質								
15		219	2 その他のもの (1) 砂糖を加えたもの B その他のもの	35%	19.1%	無税	35%	15.3%	無税	21%	
	2106.90		その他のもの								
16		252	2 その他のもの (2) その他のもの E その他のもの (a) 砂糖を加えたもの イ おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと — しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	28%	1.0%	20%	28%	1.0%	20%	28%	
17		281	ハ その他のもの (ロ) その他のもの I 小売用の容器入りにしたもので、容器ともの1個の重量が500グラム以下のもの	30%	1.0%	無税	30%	1.0%	無税	29.8%	
18		282	II しょ糖の含有量が全重量の85%以上のもの(小売用の容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。)、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りしたもの(容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。))に於ける旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が1キログラムにつき257円を超えるものを除く。	90円/kg	1.9円/kg	無税	90円/kg	1.9円/kg	無税	76.50円/kg	
19		510	III その他のもの (II) その他のもの — 砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの	30%	1.0%	無税	30%	1.0%	無税	29.8%	
20		590	— その他のもの	30%	1.0%	無税	30%	1.0%	無税	29.8%	